

## 太田市子育て世代包括支援センター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育て等に関する相談に応じ、必要な支援を行う太田市子育て世代包括支援センター（以下「支援センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 支援センターは、健康づくり課及びこども課に置く。

### (事業)

第3条 支援センターが行う事業（以下「事業」という。）の実施主体は、太田市とする。

2 健康づくり課に置く支援センターの事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊産婦、乳幼児等の実情を把握すること。
- (2) 妊娠、出産及び子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導を行うこと。
- (3) 心身の不調、育児不安等により支援が必要と考えられる妊産婦に対し、支援プランを策定すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

3 こども課に置く支援センターの事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うこと。
- (2) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

4 各支援センターは、必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うよう努めるものとする。

### (関係機関との連携)

第4条 支援センターは、関係機関と情報共有を図り、かつ、緊密に連携し、事業を円滑かつ効率的に実施できるよう努めるものとする。

### (委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。